

公益社団法人難民起業サポートファンド
第6期（平成28年7月1日～平成29年6月30日）
事業報告

I. 概況

当社団（以降、ESPRE）における第6期である平成28年度においては、起業支援を通じた難民の経済的自立を目的とした、公益事業1（融資と経営支援、およびアドボカシー事業）を引き続き実施した。

難民による起業・事業を支えるための融資は、新たに2件を実施し、累計7件となった。うち1件は事業立ち上げ段階から相談に応じ、その後も安定して事業を行なっており、雇用も生んでいる。もう1件はすでに事業を継続して行なっている先であるが、審査の結果融資により継続が可能になるという判断を行い、実行した。現在は後者も、事業を安定させている。

既存の融資先については、第3号融資先は完済した。昨年度実施した第4号、第5号融資先については、収入創造を十分に実現できておらず、返済延滞も発生している。これらについては個別に指導を行い、事業状況改善に取り組んでいる。

公益事業2（国際機関と協働での難民の自立支援）に対しては、国際連合難民高等弁務官駐日事務所と協議するなど行った。

II. 各事業に関する報告

公益事業1 難民等の起業に対する融資及び経営支援、並びにマイクロファイナンスに関する調査、研究及び広く日本社会に向けたアドボカシー事業

(1) 資金貸付

当年度においては、新規融資を2件決定し、実施した。これで設立以来7件の融資を実施したこととなる。

本件融資は、中東および東南アジアからの難民/難民申請者に対するもので、いずれもレストランビジネスである。前者は計画、準備から相談を受け、後者は起業済みである。前者は当社団からの融資に加えて、自己資金も数百万円投入する比較的大きな事業であり、リスクも大きいと考えられたが、事業準備に対する真剣さやスピードなどから起業家として信頼し、融資審査委員会での審査を経て融資を判断した。すでに事業が開始されており、集客をできている状況である。

なお、そのほかに2件の融資審査を行ったが、事業性に十分な納得感を得られず、不承認となった。

前年までに実施した融資のうち、1件が当年度中に完済となった。2件は年度末時点でも返済中であるが、いずれも十分に売り上げを立てられておらず、返済が遅延をした。それぞれ個別に状況を確認し、改善のための指導も行き、1件は返済が再開している。もう1件は、事故にあったことで事業遂行が一時的に困難となっており、状況を把握しつつ、返済再開時期を探っている。

また、今後の融資判断をより適切かつ効率的なものとしていくため、従来の評価基準をもとに、これまでの融資判断を振り返り、改めて整理を行なった。

(2) その他の経営支援

上記の融資のほか、当年度においては合計16名の難民起業家に対する経営支援を行っている。ここには、民族料理店のほか、輸入業、輸出業、衣類販売、ITなどが含まれ、起業済み6件、起業予定10件であった。

支援内容としては、融資相談と並行し、事業計画の立案、プロモーション施策の検討、会計の指導など経営面の支援を行っている。これらの中から、融資による支援先も生まれており、また今後融資審査が見込まれる先もいる。

(3) 調査・研究・アドボカシーの状況

大学等での講演依頼にも対応し、立命館アジア太平洋大学などで難民起業および当社団についての紹介を行った。マスメディアからの取材や研究者からの調査に対応し、難民起業家についての広報を実施している。

公益事業2 国際機関との協働による難民等の自立支援事業

国際連合難民高等弁務官駐日事務所との協働実現に向けて、代表理事吉山および理事石井により、同事務所とのさまざまな会合の場を通して、連絡、協議を行っている。当年度は協働実現に至らなかったが、引き続き協議を続けていく。

以上

附属明細書

平成28年度事業報告には、「一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

平成29年9月
公益社団法人難民起業サポートファンド